

次世代育成支援対策推進法の基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 7月 1日～ 令和 8年 3月 31日まで

2. 内容

目標 1： 令和 7年 1月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 1月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標 2： 令和 7年 6月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 3月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知
- 令和 7年 6月～ ノー残業デーの実施

目標 3： 育児休業を取得する予定の社員及び育児休業から復帰した社員に対するメンター制度を導入する

- 令和 6年 9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 12月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和 7年 6月～ 運用ルールの決定、社内報などによる社員への周知
- 令和 7年 12月～ 制度導入